舞鶴市議会議長 肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津 (公 印 省 略)

債権の放棄について (報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

	名 称	件数	金 額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	法的手続執行費用	2件	9,970円	徴収停止後の期間 経過 (条例第6条第5 号該当)	令和7年3月31日	財務部税務課	
2	夏期歳末くらしの資金貸 付金	12件	704,000円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6 号該当)	令和7年3月31日	福祉部福祉企画課	
3	市営住宅使用料	3件	973,833円	生活困窮状態 (条例第6条第1 号該当)	令和7年3月31日	建設部住宅課	
4	市営住宅共益費	1件	1,200円	生活困窮状態 (条例第6条第1 号該当)	令和7年3月31日	建設部住宅課	
5	水洗便所等改造資金貸 付金	1件	384,039円	債務者免責 (条例第6条第4 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
合計		19件	2,073,042円				

[※]上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上経第56号 令和7年5月28日

舞鶴市議会議長 肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津 (公 印 省 略)

債権の放棄(水道事業分)について (報告)

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号)第6条の規定により放棄した債権について、同条例第7条の規定により、別紙のとおり報告します。

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	4件	189,168円	生活困窮状態 (条例第6条第1 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
2	水道料金	8件	60,545円	相続人不存在 (条例第6条第2 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
3	水道料金	6件	63,380円	法人破産 (条例第6条第3 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
4	水道料金	6件	548,451円	債務者免責 (条例第6条第4 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
5	水道料金	19件	110,570円	消滅時効期間満了 (条例第6条第6 号該当)	令和7年3月31日	上下水道部経営企 画課	
合計		43件	972,114円				

[※]上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。